

A17 可能です。

【解説】

薬局は薬事法により開設の許可が規制されています。また、薬局の敷地については、診療所の敷地と別筆別地番であることが要件となります。

なお、保険医療機関及び保険医療機関療養担当規則により、特定の保険薬局への誘導は禁止されていますので、診療所で受診した患者に対し、MS 法人の薬局を勧めることは認められません。